

農林水産省独立行政法人評価有識者会議
農業者年金基金部会

農林水産省経営局経営政策課

独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会

日時：令和3年7月29日（木）

会場：農林水産省経営局第A、B会議室

時間：13：59～16：30

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1） 独立行政法人農業者年金基金からのヒアリング

・ 令和2年度業務実績等について基金からの報告

・ 質疑応答

（2） 主務大臣の評価について

・ 令和2年度業務実績に関する評価書（案）について主務
省からの説明

・ 質疑応答

（3） その他

3. 閉 会

午後 1 時 5 9 分 開会

○春名課長補佐 それでは、皆さん、おそろいでございますので、ただいまより農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会を開催させていただきます。

委員の先生の方々、それから、基金の役職員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係もございまして、オンラインでの開催ということでございますけれども、御出席の方ありがとうございます。

事務局からのお願いでございますけれども、御自身が発言される際以外は、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、発言される際は指名をさせていただきますので、その際にマイクをオンにさせていただいて、発言されるようお願いいたします。

それでは、本日の出席者を御紹介させていただきます。

まず、4名の委員の皆様でございます。

まず、金井委員でございます。

次に、橋口委員でございます。

○橋口委員 明治大学の橋口です。よろしくお願いいたします。

○春名課長補佐 次に、百瀬委員でございます。

○百瀬委員 よろしくお願ひします。百瀬です。

○春名課長補佐 次に、大野委員でございます。

○大野委員 大野です。よろしくお願ひします。

○春名課長補佐 引き続きまして、次は年金基金側でございますけれども、役員を御紹介させていただきます。

まず、西理事長でございます。

○西理事長 西です。よろしくお願いいたします。

○春名課長補佐 続きまして、山本理事でございます。

○山本理事 よろしくお願ひします。

○春名課長補佐 次に、伊藤理事でございます。

○伊藤理事 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○春名課長補佐 次に、國井監事でございます。

○國井監事 國井です。よろしくお願いいたします。

○春名課長補佐 次に、小林監事でございます。

○小林監事 小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○春名課長補佐 そのほかの御出席者につきましては、既に事前にメールで送信させていただいておりますファイルの番号00、議事次第等の中の2ページ目に名簿を付けさせていただいておりますので、御参照をお願いいたします。

本日、議事進行をさせていただきます経営政策課の春名と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、経営政策課長の玉置より御挨拶申し上げます。

○玉置課長 皆さん、こんにちは。経営局経営政策課長の玉置でございます。

本日はウェブによる独立行政法人評価の有識者会議の開催となりましたけれども、大変お忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃、農政の推進につきまして御理解、御協力をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。また、大野委員におかれましては、有識者会議の初めての御参加ということになりますけれども、委員の選任に当たりまして御快諾いただきましてありがとうございます。

さて、農業者年金につきましては、農業者の老後の生活の安定という目的に加えまして、担い手となる若い農業者の確保といった農水省の課題に対応するために、政策年金として措置をされているところでございます。独立行政法人である農業者年金基金においては、年金制度の適切かつ効率的な運営をとすることはもちろんのこと、農業者に広く普及をして、加入者の数を拡大させていくといったことが求められているところでございます。

このため、本年度から評定方法をウェイト方式に切り替えまして、加入推進に最重点を置いた評価を行うことにしてございます。農水省といたしましても、各委員からの御意見を十分に踏まえまして、今後の評価内容を固めていきたいと考えております。

より効率的な加入推進になるように、御意見はもとより適切な資産運用とか、業務運営の効率化とか、内部の統制の強化、そういったものにつながるような御意見もいただければ幸いです。

本日は短時間の中での議論となりますけれども、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただければ有り難いと思っておりますので、よろしくお願いいたしますします。

私からは以上です。

○春名課長補佐 経営政策課長でございますけれども、業務の都合上、これで退席させていただきます。御了承の方お願いいたします。

○玉置課長 すみません、よろしくお願いいたします。

○春名課長補佐 それでは、議事に入る前に、資料の念のための確認をさせていただきたいと思います。事前にメールで送信させていただいておりますけれども、まず、ファイル名の番号00議事次第等でございます。それを開いていただくと議事次第、あと、2 ページ目に出席者名簿、3 枚目に資料一覧を付けさせていただきます。

次に、ファイルナンバー01-1「自己評価」令和2年度業務実績等報告書でございます。これが基金側の自己評価の報告の際に、この資料をメインで使うことになってございます。

続きまして、01-2「自己評価」参考資料（非公表資料を含むの取扱いについて）でございます。次の基金の参考資料として付けさせていただいている資料の中には、外部への非公表の資料が含まれてございます。その一覧になります。今後、農水省のホームページに掲載する際は、この一覧については公表外にさせていただきたいと考えている次第でございますので、御了承の方お願いいたします。

続きまして、参考資料でございます。01-2 分割1 参考資料でございます。容量が大きかったので、幾つかに分割させていただいております。

次に、同じく参考資料01-2 分割2「自己評価」参考資料でございます。

続きまして、今度は主務省評価関係でございますけれども、ファイルの番号02「主務省評価」の評価書（案）でございます。

以上、これが本日に係る資料になります。

抜け等はないでしょうか。もしあれば、御発言いただければと思います。大丈夫でしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。ファイル番号の00で

ございますけれども、議事次第にのっとりまして、まずは独立行政法人からのヒアリングとして、基金から令和２年度業務実績の報告をいただきまして、その後、質疑応答を行います。その後、休憩を挟みまして、令和２年度実績に対する主務省評価の案の御説明、その後、質疑応答を行います。

なお、本日議論いただいた内容につきましては、速記により記録させていただきまして、後日、議事録として公表させていただくことになりますので、御了承の方お願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、初めに、令和２年度の業務実績等報告について、農業者年金基金から報告をお願いします。資料につきましては、資料のファイル番号01-1「自己評価」をあらかじめお開きいただければと思います。

それでは、基金の方から御報告、御説明をお願いいたします。

○久保田企画調整室長 農業者年金基金企画調整室長の久保田と申します。よろしくをお願いいたします。

私の方から令和２年度業務実績等報告書（業務実績報告書及び自己評価書）、これについて説明させていただきたいと思います。

ページを開いていただきまして、まず５ページから、長文でございますので、ポイントをかいつまんで説明させていただきます。年度計画の列でいいますと、第１、国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための措置というところの１の（１）被保険者資格の適用及び収納関係業務でございます。

まず、アの手続の迅速化ということで、保険資格の適用等の申込者に対する手続の迅速化でございますが、これにつきましては、真ん中の業務実績のところをまず見ていただきまして、主な業務の実績としまして、①都道府県の業務受託機関を対象とした担当者会議や研修会を開きまして、その場において、そういった手続の迅速化を含めた制度について周知徹底したということでございます。

このような取組の中で、結果、②でございますけれども、被保険者資格の適用の申請とか、その承認に対する処理ですけれども、標準的な処理期間は３０日としていますが、それ以内で処理できた割合というのは、令和２年８月調査処

理分でいいますと79.6%、年が明けて2月に調査したときの処理分としては100%で、2回を平均すると94.72%ということで、計画にある目標の97%に対して94.72%という結果でございました。

8月調査処理分の数字が低いわけですが、この主な理由として、ここに書いてありますけれども、御案内のとおり、新型コロナウイルスという未曾有のパンデミックの状況がございましたので、基金といたしましても、今まで体験したことがないような対応でございましたので、緊急事態宣言等もあって在宅勤務を徹底したということがございます。

その関係で個人情報などの持ち出し、個人情報是非常に徹底して対応しておりますので、そういった形で持ち帰って確認することができないという状況がございましたので、相当処理に時間が掛かってしまったということで、8月は79.6%という形になっております。

こういった状況を踏まえて、基金としては、緊急時に在宅勤務を行う場合は、早急に処理すべき届出書の優先順位を決めるなどの効率的な業務にするとともに、個人情報であっても規程に基づいて持ち出し可能な手続を経た上で、在宅勤務において審査を行うというような対応をするということにしたところでございます。

こういったことで、右側の評定・根拠のところですが、年度計画の目標としての数値としては97%を2.28ポイント下がったんですが、コロナ禍という外部要因がある中で適切に対応して、今後の対応もしっかりと立ててやっているということで、b評定という形にさせていただきました。

続きまして、6ページの年度計画でいうと、イの被保険者資格の適切な管理ということでございます。主な業務実績のところを見ていただきまして、農業者年金被保険者の資格記録というのを、国民年金被保険者の資格記録と整合性を取りながら突合して、抜けがないか、そういった審査をしているわけですが、8月と10月に保険の加入者及び待期者、年金の対象者ですが、突合を行っております。

その結果、合わない、不整合となった被保険者については、記録管理リストを該当した業務受託機関に送付して、必要な申出書等を遅滞なく提出するようという指導を徹底しているところであります。基金からも直接不整合者に対

しては、申出書の提出を促すための通知を出しているところです。

調査については、例年であれば4月と10月にやって、6か月後にその後の改善状況を確認するのですが、令和2年に関しては4月調査分はコロナの影響があつてできなかったため、8月にやって、米印にありますけれども、8か月後の翌年の4月に改善状況を確認しています。

その結果、8月調査分については当初、不整合者は1.9%だったのが0.5に、10月調査分については、6か月後の翌年4月に調査すると、0.54に改善するというようなことになっております。

その下にありますけれども、主な不整合の理由としては、国民年金付加保険料の記録がないといったことが原因になっていますので、これは研修とか、制度の周知の場を通じて、国民年金付加保険料納付の届出の指導を徹底しているというような対応をしているということです。

従って、評価と根拠のところですが、このように必要な申出書が遅滞なく行うよう働きかけ、不整合の割合も、目標である0.7%以下にされているということです、b評価とさせていただきます。

それから、7ページの下の方、ウの保険料収納業務の円滑な実施でございます。主な業務実績のところを御覧いただきまして、口座の振替不能者についてリストを作って、それを毎月、該当受託機関に送付しているところでございますが、そういった振替不能者に対しては、業務受託機関を通じて、必要な申出書等の提出について徹底するように依頼しているところです。

12回継続して振替不能者になった方については、当該受託機関へリストをまた送付して、口座振替停止の措置を講じた上で、該当者に対して意向確認、あるいは相談などをして、口座振替再開手続を働きかけているということでございます。

さらに、「なお」に書いてありますけれども、基金ではこの12回の前に、連続振替不能5回とか10回の段階でも振替のお知らせをしているということを徹底しておりますので、評価としてはbという形にさせていただきます。

それから、8ページ、エの過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付ということで、主な業務実績を御覧いただきまして、保険料納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生した過大納付保険料については、速やかに基金か

ら被保険者に対して還付金の発生通知及び請求書を送付しているということで、あと被保険者から請求があった場合には、1週間以内に還付しているということで、ここでもb評価とさせていただいております。

次、ページを開いていただいて、9ページ、(2)年金等給付業務、アの手続の迅速化ということで、年金及び死亡一時金の給付に係る裁定についての手続の迅速化でございますけれども、主な業務実績を御覧いただきまして、①として、先ほどの説明にもありましたけれども、業務受託機関を対象とした担当者会議や研修会において周知徹底しております。

②になりますけれども、都道府県段階でもいろいろ研修を行っていますが、コロナ禍でなかなかやりにくいところがありましたけれども、そういった中でも、参加できるところは基金からも講師を派遣したり、あるいはウェブ会議で制度説明をやっておりました。

③にありますけれども、標準処理期間内に処理ができなかった主な原因としては、記載内容の確認に時間を要しているということがありますので、記載の例とか、そういった資料を使って説明しているということでございます。

④、処理結果がどうかといいますと、標準期間としては、年金の裁定が60日、死亡一時金が75日ということになっておりますけれども、下の表にありますように、平均して99.27ということになっております。

評価のところを見ていただきまして、評価の中段のところに書いていますけれども、目標が98%となっておりますので、それを1ポイント上回っているという状況でございます。こういった結果については、基金のホームページに公表していますし、原因等も把握して、その改善にも対応しているということで、これについてはa評価とさせていただいております。

次に、10ページ、イの年金受給漏れの防止についてです。これも主な実績のところを御覧いただきまして、年金等の受給漏れが発生しないように、年金受給の待期者のうち、65歳の誕生日1か月前の方に対して、毎月文書を送付して、裁定請求の勧奨等を行い、速やかな裁定請求書の提出を働きかけているところでございます。

また、次のページになりますけれども、②でも65歳を超えて裁定請求しない者についても、6月に勧奨文書を送付して、裁定請求書の提出を働きかけてい

るということで、これは計画どおりということで、b 評価という形にさせていただいております。

次に、11ページのウ受給資格のある者への適切な年金給付ということでございます。主要な業務実績の①を御覧いただきまして、適切な年金給付のため、受給権者に対して5月に現況届の必要な書類を送付しまして、新型コロナウイルス感染症拡大という状況、あるいは、7月に大豪雨の被害ということで、尋常ではない状況がありましたので、そういったことも配慮して、先方に対しては可能な範囲内で現況届を速やかに提出するということを求めて、受給資格などの確認を行ったというところです。

「なお」のところがありますけれども、これもコロナ等の状況を勘案して、通常であれば未提出者に対しては、支払を11月支払分より差止めという形を取らせていただいているところですが、今回はそういう想定外の状況ということで、現況届が未提出の受給者に対しても、11月以降の年金の支払差止めはしないということにさせていただいたところでございます。

この表の下のところ、「また」以降のところを御覧いただきまして、都道府県段階の業務受託機関に対しては、受給権者の死亡等が疑われる場合は、死亡届の提出をするように、そういった対応も徹底しておりますし、あるいは②にありますように、経営移譲年金受給者と経営所得安定対策交付金の申請者を突合したところ、52名の方が交付金の申請をしていた状況であり、そのうち現況届の提出等があった人は50名、残り2名については該当農業委員会から（現況届又は支給停止事由該当届の届出の）勧奨を行うなど、対応を行っているということです。

また、③でありますけれども、国民年金の受給情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、該当する農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届等の勧奨を行うということで、評価のところですけれども、こういった取組を徹底しているということで、b 評価とさせていただいております。

それから、12ページの情報システム管理業務、（3）につきましては、評価・根拠のところを見ていただきまして、農業者年金管理システムの改善等に当たっては、システムの利用者から改善要望、基金における業務の効率化

に資する内容を踏まえ、必要性及び緊急度合いの高いものから計画的に改善を行い、電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組んだということで、b 評価とさせていただきます。

続いて、飛ばしていただきまして、15ページ、2の年金資産の安全かつ効率的な運用になりますけれども、(1)基本方針に基づく安全かつ効率的な運用ということで、こちらについても自己評価の評価・根拠の方にコンパクトにまとめていますので、そちらを見ていただきまして、年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的に運用を行っております。また、令和2年度においては、令和元年度に引き続き、被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオのそれぞれについて、基本方針にのっとり、取り得る最善の損失回避対策を確実に講じております。その結果、各ポートフォリオ合わせて0.3億円程度の損失を回避することができたということで、b 評価とさせていただきます。

次に、16ページ、(2)の資金運用委員会等によるモニタリングでございます。こちらにも評価・根拠のところを御覧いただきまして、資金運用委員会、これは外部有識者で構成されている資金運用委員会ですけれども、そちらにおいて、運用状況及び運用結果の評価分析等を行い、また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認したということで、b 評価としております。

次に、その下の(3)政策アセットミックスの検証・見直しについてでございます。これについては、真ん中の主要な業務実績を御覧いただきまして、6月18日に資金運用委員会を開催しておりまして、年金資産の政策アセットミックスの検証をした結果、緊急に見直す必要はないということとなっておりますが、三つのポイントがありまして、一つ目のポツですけれども、令和元年度に、第2回資金運用委員会です承された政策アセットミックスの微調整を行うことになっていましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大しているという状況を鑑みて、一旦保留にすること。

次のページの二つ目のポツですけれども、政策アセットミックスの微調整については、各委員の意見を反映した上で事務局において検討すること、三つ目、そして加入者アンケートを実施するというので、その意向を踏まえて、アン

ケート結果はホームページでそのことを見ていただけますけれども、調査したということです。

その結果についてホームページに掲載しておりますが、評価と根拠、右の方を見ていただきますと、先ほど説明したような従来の金融変数を用いた検証を行って、それに加えて今回アンケートを実施して、加入者の意向を確認したということです。

こういったことを踏まえて、改めて政策アセットミクスはおおむね妥当であるということが確認できたということで、そういった従来の取組に加えてアンケートもやって対応して工夫してやっているということで、a 評価とさせていただきます。

次に、17ページの（４）運用の透明性の確保、これについては、評価と根拠を見ていただきまして、年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表、加入者に対して運用結果を通知しており、年金給付等の準備の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿等についてホームページで公表しているということで、b 評価とさせていただきます。

それから、18ページになりますが、（５）スチュワードシップ活動の実施、こちらでも評価と根拠を見ていただきまして、日本版スチュワードシップ・コードの再改訂に伴って、基金においてもスチュワードシップの責任を果たすための方針を再改定しております。これに基づいて、スチュワードシップの責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果を基金ホームページで公表したということですので、b 評価とさせていただきます。

ページを飛ばさせていただきます、20ページでございます。20ページの3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実ということで、まず（１）の政策支援の対象となる若い農業者の加入拡大についてです。主な業務実績のところを御覧いただきまして、令和２年度における若い農業者、20歳から39歳の基幹的農業従事者に対する同年齢層の被保険者の割合について、推計値になりますけれども、22.5%になったということで、令和２年度の計画目標23%を0.5ポイント下回ったところでございます。

この主な理由は下に書いてありますけれども、こちらでも新型コロナウイルス

ス感染症拡大ということで、なかなか思うように対応できるような状況ではなかったということが、制約要因としてあったことが主に推察されるところでございます。

ということで、評定と根拠のところを御覧いただきまして、令和2年度の目標が0.5ポイント下回ったのですが、数値的にはc評定になりますが、新型コロナウイルス禍という特殊な外部要因があったということを考慮して、また、参考資料を後ほど見ていただければと思いますけれども、月別に見ると、緊急事態宣言等が発出されていない月とかを見ると、例年を上回る新規加入者があったりしているということで、現場では、コロナウイルスの中でも時期とかタイミングを見計らって工夫しながら、かなり頑張ったということも言えますので、我々としてはb評定ということでさせていただいております。

それから、2ページ目を見ていただきまして、21ページ、（2）女性農業者の加入の拡大でございます。主な業務実績のところを御覧いただきまして、令和2年度末において女性の基幹的農業従事者に対する被保険者の割合については、推計値でございますが、15.8%ということで、目標値の14.1%を1.7ポイント上回っております。また、単年度で1.6ポイントを増加させる目標でありますけれども、これも1.5ポイントほど上回り、3.1ポイントの増加となっているところでございます。

ということで、これは結果、かなり増えていますので、右側に評定と根拠がありますけれども、コロナ禍という中でもこういう結果が出たということで、s評定とさせていただいております。

次に、22ページでございます。（3）加入推進活動の実施ということで、上記の（1）及び（2）の目標達成に向けての活動ということになりますが、主な業務実績のところを御覧いただきまして、先ほど来の説明の中で出てきましたけれども、受託機関を対象とした研修・会議をやっているのですけれども、そういった取組をやって、若い農業者とか女性農業者の加入促進を含めた加入促進に向けた取組方針を策定して、それに基づいて各都道府県段階・市町村段階での取組を促しているというところでございます。

その促す過程として、前段階で、これに対して担当者会議とか研修会をやっ

ているわけですが、これについてはやはりコロナの影響で、例年であれば5月に一堂に東京に集まっていたら研修をやっているところですが、それがなかなかできないということで、6月に参加できる者を対象としてまずやった上で、かなりの人が参加できなかったものですから、時間をおいてブロックごとに開催したり、あるいはウェブ会議でやる、あるいは、それでも駄目だったところはビデオを提供したりとか、いろいろな手を尽くして、全都道府県受託機関がちゃんと周知できるように対応したというところでございます。

イにおいても、例年、加入推進特別研修ということで、各農業委員会とか農業委員とか、加入推進のコアとなるリーダーを対象にした研修を行っているのですが、それについてもなかなかコロナ禍で制約されるということで、例年であれば基本的に基金の人間が参加してやっているのですが、今回17県しか参加できなかったということで、残りの方ですが、26県については、理事長のビデオレターを収録して、あるいは、こちらで説明する文書を作り上げて、それを現地に送って、現地ではそれを使って周知徹底していただく、あるいは、現地でもなかなか集められないところは、県段階の業務受託機関が市町村を巡って対応するというような工夫をしていただきながら周知徹底を行ったところでございます。

ウでございますけれども、そういった中で、なかなか取組がうまく進んでいないところを重点都道府県として指定しております。令和2年度においては7県を指定して、さらに、当該県の中で重点市町村を指名しておりますが、例年であれば、ここも巡回して取組を徹底するところですが、コロナ禍で回れなかったということで、急遽ポスターを作って、そのポスターを貼り出しながら窓口や相談ブースなどで従来に増して、そういう機会を使って周知徹底するような働きかけをしたところです。

また、重点県7県の中でも特に取組が遅れている1県について、愛知県になりますけれども、対しては、全農とか全国農業会議所といった全国団体と基金等の5者協議会を開いて、そこで特別活動のための計画について指導しながら策定して、取組を徹底するというような対応をしたところであります。

ということで、評価のところですが、コロナ禍で困難の中でできる限りの工夫しながら対応したということで、ここについてはa評価とさせてい

ただいております。

次に、ページをめくっていただきまして、23ページ、加入推進活動の効果検証ということでございます。これも主な業務実績のところを御覧いただきまして、新規加入者については、加入時にアンケートを行っておりますが、それを見たところ、加入の決め手というのは、やはり戸別訪問というのが重要なのかなということと、若い人や女性は家族からの勧めの割合が高いということが分かったということです。

「また」以下でありますけれども、業務受託機関の活動実績や優良調査等を実施した結果を検証したところ、一つ目のポツですけれども、戸別訪問等の活動をしっかり行っているところほど加入実績も上がっています。二つ目のポツですけれども、女性の加入推進部長の割合が多い府県ほど戸別訪問が多い傾向があると。三つ目のポツですけれども、加入実績の上がっている業務受託機関は、戸別訪問や戸別訪問に向けた対策会議を全国平均よりも多く実施しているというようなことが分かったところであります。

こういった結果については、先ほど言ったような研修や会議の場を通じて周知徹底して共有しながら、加入推進を促しているところでございます。

ということで、取組を徹底してやっているということで、評価はb評価とさせていただきます。

それから、24ページの（５）のホームページ等による情報提供ということでございます。これについては、評価と根拠を見ていただきまして、例えばアにありますように、若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレットを作成したり、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、ウェブを活用した取組など、情報発信をする、年度計画にも掲げているような取組を徹底しておりますので、また、イ・ウにもありますが、年度計画の取組も徹底しておりますので、b評価という形にさせていただきます。

次に、下がっていただきまして、26ページになりますが、26ページの第２業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置ということで、一つ目、業務改善の推進ということです。事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するといった観点から、その対応ですけれども、右側の評価と根拠を見ていただきまして、業務改善に向けた工程表を作って、その工程表に基

づいて進捗管理を行い、マイナンバーを利用した業務改善の検討及び制度改正に係るシステム改修等の改善等の点検や進捗管理を行ったということなど、年度計画のとおりに取り組んだということで、B評価としております。

それから、飛ばしていただきまして、28ページになります。28ページの2電子化の推進ということで、またページをめくっていただきまして、29ページの（1）農業者年金記録管理システムの利用促進についてです。これについても、右端の評価と根拠を御覧いただきまして、都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議におけるシステム利用の働きかけや、全業務受託機関を対象としたシステムの普及拡大の取組方針を送付して利用普及を図る、あるいは、市町村段階の業務受託機関が参加するシステム研修会において、システム利用のメリット、操作方法の説明を通じた利用促進に取り組むなど、対応をした結果、下の方の表に書いてありますけれども、令和2年度の農業者年金管理システムを利用した届出書等の作成割合が、令和元年度の実績を上回ったということです。こういった状況なので、b評価とさせていただきます。

それから、（2）のマイナンバーによる情報連携についても、評価と根拠のところにありますように、業務手順の見直しを行いながら着実に実施したということ、あるいは、令和元年度に発生した情報連携エラーの再発防止のための令和3年度のシステム更新に当たり、サービス保守契約を締結したなどの対応を図ったことで、b評価とさせていただきます。

それから、ページをめくっていただきまして、31ページです。3の運営経費の抑制ということでございます。（1）一般管理費及び事業費の削減ということになっておりまして、これも右側の評価と根拠を見ていただきまして、一般管理費、効率化除外経費を除くとなっていますけれども、これについては、計画どおり、対前年度比3%削減したというところでb評価にしております。

次のページの事業費についても年度計画どおりに対前年度比1%以上の削減を行うということで1%削減ということから、b評価とさせていただきます。

次に、32ページの（2）給与水準の適正化でございますが、これも評価と根拠を御覧いただきまして、国家公務員の給与改定の状況を踏まえた給与規程の見直し、この見直し内容や、ラスパイレス、役員報酬等についてホームページ

に公表したということで、b 評価とさせていただきます。

ページを飛ばしていただきまして、34ページになりますが、4、調達の合理化ということで、これも評価と根拠のところを御覧いただきまして、調達の合理化計画に基づいて競争参加者増加のための取組を行った結果、随意契約件数及び一者応札・応募件数が目標の範囲内だったところで、目標としては前中期目標期間の件数の平均以下ということになっておりまして、主な業務実績の下の方に書いていますけれども、8件以内にすることを目標にしていますが、令和2年度は7件だったということで、b 評価としております。

次に、ページをめくっていただきまして、35ページでございます。5の組織体制の整備等ということで、（1）組織体制の整備。主な業務実績の下の方を御覧いただきまして、農業者年金制度の改正等に伴うシステム改修業務の増加を踏まえ、令和2年4月1日付で情報管理課に職員1名を増員するなど、右の評価・根拠にありますけれども、継続的な点検を行いながら必要な組織体制及び人員配置の見直しを行ったということですので、b 評価としたところでございます。

次に、その下の（2）の働き方改革の推進でございます。主な業務実績のところを御覧いただきます。次のページにまたがっておりますけれども、次のページの36ページのなお書きのところを見ていただきたいのですが、令和2年度においては、農業者年金制度及び押印廃止等の改正に向けた対応等の影響もありまして、例年にないような大作業がいろいろありましたので、令和元年度に比べると超過勤務は増加しているということでございます。

コロナの原因もあってということなので、今後コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら、計画的に業務を進めていくということでございますが、評価・根拠のところを御覧いただきまして、こうした状況でありますけれども超過勤務の縮減、研修の実施、職員の研修会等の受講及び資格取得等支援、そうした取組はしっかりやったということですので、b 評価ということでございます。

次に、37ページを開いていただきまして、第3財務内容の改善に関する事項ということで、（1）業務の効率化を反映した予算の策定と遵守ということでございます。主な業務実績のところを御覧いただきまして、業務の効率

化を進めて、一般管理費については3%以上、先ほど説明したとおり、事業費については1%以上削減しているということで、そうしたところを行うという方針の下で予算を作成して運営を行ったということで、評価はb評価という形にさせていただいております。

次、その下の(2)決算情報・セグメント情報の開示ですが、これについても評価と根拠のところにありますように、セグメント情報を令和元年度決算において整理し、令和2年7月に基金ホームページに公表したということで、b評価としております。

それから、38ページの(3)業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施ということで、これについても評価と根拠のところにきていただきまして、収益化単位の業務ごとに令和2年度予算の当初配分及び再配分を計画的に行ったということで、b評価にしております。

その下の(4)貸付金債権等の適切な管理等、これについても、評価と根拠のところにきておりますとおり、全ての債権について債権分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施したと。担保物件についても評価の見直しを行ったということで、b評価としております。

それから、39ページの(5)長期借入金の適切な実施でございます。これについても評価と根拠のところに御覧いただきまして、コロナウイルス感染症の拡大という局面であったのですけれども、対面による招聘活動の制約を受けるといった状況があったわけですが、支援業者と連携して、一部の金融機関に対してビデオ会議形式にするなど、丁寧な招聘活動を行ったところです。また、今後の年金給付の推移や償還金額等を勘案した上で、市中金融機関が応札しやすいような借入期間を調整して、毎年度の借入金額の平準化を図ったなどの対応をした結果、借入利率が事実上最も低い0.000%となったということなどから、これはa評価としております。

次に、40ページの予算のところでございますが、ここは再掲ということになっていますが、先ほどの3%・1%の一般管理費・事業費の、先ほどお話ししたことと同じことがこちらに書いてありますので、ここはそのようなことで割愛させていただきまして、次に41ページも同じです。これもb評価ということで飛ばしていきまして、42ページを見ていただきまして、第5短期

借入金の限度額でございまして、これについては、主要な業務実績の最後の1行になりますけれども、短期借入金については実績がなかったということで、これについて該当なしということなので、バーにさせていただきます。

次に、43ページ、第6のその他主務省令で定める業務運営に関する事項ということで、1職員の人事に関する計画、(1)方針ですけれども、評定と根拠を見ていただきまして、これも方針により新任研修や専門研修を実施し人材の育成を図ったと。また、ヒアリング等の実施を踏まえ、業務量に応じた適正な人員配置を行ったということでb評定としております。

次に、44ページの(2)人員に関する指標ということで、年度末の常勤職員を74人としますということですが、右の評定にあります、令和2年度末の人員は71名になるということで、74人を上回っていないということでb評定としております。

次に、45ページ、2積立金の処分に関する事項、これも自己評価、評定と根拠を御覧いただきまして、前中期計画期間から繰り越した貸付金等の債権が当期に償還されることにより、現預金について、本中期計画期間の最終年度までに計画どおり充当するという予定になっていますので、B評定としております。

47ページでございしますが、3の内部統制の充実・強化ということで、その下の(1)経営管理会議による内部統制の充実・強化ということで、これも評定と根拠を御覧いただきまして、理事長が行動指針を役職員に周知し、経営管理会議等において中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施などを徹底しているということで、b評定としております。

次に、48ページ、(2)コンプライアンスの推進。これについても評定と根拠を御覧いただきまして、コンプライアンス委員会を開催、9月と3月に2回開催されていますが、コンプライアンス推進の取組状況を報告し、コンプライアンス研修を実施、あるいは、コンプライアンス推進の取組状況及び令和3年度コンプライアンス推進計画を基金ホームページで公表したということで、b評定としております。

次に、49ページ、(3)リスク管理の徹底ということで、これも右端の評定と根拠を見ていただきまして、リスク管理委員会を上半期と下半期に開催

して、外部専門家の知見も活用しつつ、令和2年度リスク管理行動計画に基づきリスク管理の進捗状況及び新型コロナウイルスパンデミックという状況に対する各課の業務遂行などの方針管理などを行い、モニタリングを行ったということで、b 評価としております。

次に、その下の（4）内部監査でございますが、これも評価と根拠を御覧いただきまして、内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施したということで、b 評価とさせていただきます。

次に、50ページ、4の情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底ということで、（1）の情報セキュリティ対策の推進でございますが、これも右側の評価と根拠を御覧いただきまして、情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリティ対策に関する具体的な取組をしたところです。あるいは、情報セキュリティインシデント対応訓練では、農業者年金記録管理システムに起因するインシデントに対する組織対応能力の強化に取り組んだと。令和2年度に実施される情報セキュリティ監査による評価結果を踏まえ、見直しを行うこととしており、引き続きPDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善に取り組むということで、b 評価としております。

次に、51ページ、（2）の個人情報保護対策の推進でございますが、これも評価と根拠を御覧いただきまして、個人情報保護管理委員会において不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、個人情報監査結果による関係規程の見直しを図ることとしており、PDCAサイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行ったと。特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検を行い、法令が求める対応にも適切に取り組んだということで、b 評価にしております。

52ページの（3）研修等の実施。これについても評価と根拠を御覧いただきまして、情報セキュリティ対策等に関する全役職員等の意識を高めて、法令・規程等の遵守を図るための研修等の開催や情報発信・提供に取り組んだということで、b 評価としております。

それから、53ページの5情報公開の推進。これについても評価にありますように、役員の報酬及び職員の給与水準等について情報公開していますので、

B 評価としております。

続きまして、54ページの6 業務運営能力の向上等ということで、（1）研修の充実で、ア、農業者年金基金職員と、それから、次のページのイの業務受託機関担当者というところがありますが、右側の評価と根拠、54ページとところを見ていただきますと、アとして、研修実施計画を策定の上、新任者の研修等を行い、研修終了後に理解度テストの実施をするなど、民間研修も活用したということ、イは、業務受託機関については先ほどの加入促進のところでもいろいろ説明しましたが、再掲になりますので、省かせていただきますが、このように対応しているのです、b 評価という形にさせていただいております。

次に、55ページ、（2）委託業務の質の向上ということで、業務受託機関を対象とした考査指導について、主な業務実績のところを見ていただきますと、アとして、令和2年度の考査指導実施計画に基づいて都道府県段階の業務受託機関と協議の上、新型コロナウイルス感染症対策という状況の中で、従来の実施方法に替えて、新たに電話を利用した同時通話方式により考査指導を行ったということで、計画的に実施したということでございます。

それから、次のページのイですけれども、前年度の考査指導結果については業務受託機関に配付するとともに、基金のホームページに掲載するなど、周知徹底を図ってございます。ということで、b 評価にさせていただいております。

私からは駆け足になりましたけれども、説明は以上でございます。

○春名課長補佐 ありがとうございます。

それでは、御報告いただいた自己評価につきまして、基金の監事の御意見をお伺いしたいと思います。

まず、國井監事の方から何か御意見があれば、御発言の方をお願いいたします。

○國井監事 私の方からは特段コメントすべき点はございません。

以上です。

○春名課長補佐 ありがとうございます。

それでは、続きまして、小林監事、いかがでしょうか。

○小林監事 私の方からも特に申し上げることはございません。

○春名課長補佐 ありがとうございます。

それでは、御報告いただきました令和2年度業務実績につきまして、質疑応答を行います。まず、どなたでも結構ですけれども、まず、発言される方はマイクのミュートを外していただいて、私が御指名いたしますので、それから御発言いただきますようお願いいたします。どなたかございますでしょうか。

それでは、百瀬委員、よろしくお願いいたします。

○百瀬委員 よろしくお願ひします。

昨年度の会議において、新型コロナ禍の中で現況届の提出方法を郵送ということにできないかという発言をさせていただきました。それに対する回答は、郵送料の問題等がある、統一的な取扱いが取れないということでした。農業委員会の判断に任せているというような回答があったかと思います。

令和2年度も、提出方法については前年度と同じだったのかということが1点です。また、現況届の回収率、提出率を上げるための改善や工夫として、どのようなことを行ったのかを、お聞かせください。

○春名課長補佐 それでは、基金側の方から御説明の方をお願いいたします。

○伊藤理事 私の方からよろしいでしょうか。伊藤でございます。

昨年度は、御説明がございましたけれども、新型コロナウイルスが初めてのことで、大変現場も混乱をして、どのようにやろうかといろいろな議論した上で進めたもので、今年は少し収まるかなと考えておりましたが、同じような対応をさせているということと、それから、現場には、昨年度、中の説明でもございましたが、遅れて送ってこなくて、返送しなくても11月の支払の差止ということは少し控えようということをやったのですが、それを2年続けるわけにはまいりませんので、状況が分からなくなってしまうから、今年は現場に周知をしながら、例年どおりしっかり、このコロナ禍ではありますけれども、余裕を持って、時間はありますので、しっかり対応していただきたいということについて、いろいろな研修会等を使って周知を再度図っているところであります。

以上です。

○春名課長補佐 百瀬委員、どうでしょうか。

○百瀬委員 要するに、基本的には郵送での対応というのは、令和２年度もできなかったということでしょうか。

○伊藤理事 令和３年度ですね。令和２年度ですね。ごめんなさい。

○百瀬委員 今の質問とも関連するのですが、令和２年度については、現況届が提出されていない場合は、11月で本来であれば差し止めるべきところを差し止めなかったということでした。これは令和元年度もそうでした。これに関して、かつて農業者年金基金では、経営移譲年金において、不適切な支給等がありましたが、現況届の提出がなくても、ほかの記録との突合等によって、不適切な年金の給付は完璧に防げているという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤理事 そう思っております。そういう対応をしっかりしていきたいと思っております。その状況は分かりますので、チェックをしながら対応していきたいと。戻ってこないわけではありませぬので、戻ってこないところについては、疑義があれば現場に、受託機関の方と連携をして対応していくという、きめ細かい対応をするしかないというふうに思っております。

○百瀬委員 つまり、ほかの記録と突合して、ちょっとこれはおかしいなという場合は個別に連絡をするなりして、きちんと対応を図っているという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤理事 そのとおりです。

○百瀬委員 それと、令和３年度については、先ほどのお話だと、11月の差し止めを再開するというようなニュアンスでしたが、そういう理解でいいでしょうか。

○伊藤理事 はい。6月の段階では、今とはちょっと違ったと思うのですが、例年どおりに戻したということです。

○百瀬委員 承知しました。ありがとうございました。

○春名課長補佐 それでは、ほかに御質問等ございましたらお願いいたします。

金井委員、お願いいたします。

○金井委員 金井です。御説明ありがとうございました。

まず、10ページから11ページにかけて、65歳を超えても裁定の請求をしな

い人が746人いらっしゃるということが書かれていまして、その方たちに対しては書類を送付して請求を働きかけたということですが、年金の手続というのは高齢の方にはかなり難しい部分もありまして、もらっていない方というのが、まず年齢別にどれぐらいいらっしゃるって、書類を送付するという働きかけで十分なのかということをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○伊藤理事 これは業務部長の方から御説明させていただきます。

○大武業務部長 御案内がありましたとおり、65歳を超えても裁定請求をしない方に対しては、勧奨文書を出して裁定請求書の提出を働きかけるというような取組を現在行っております。

加えて、制度改正によって年金の受給開始時期が65歳以上75歳未満の間で選べるようになりますので、それも踏まえまして、どのようなことができるかといったことを更に今後考えていきたいというふうに思っております。

○金井委員 とうとう裁定請求ができないままだったというような事例はそんなにはないのでしょうか。

○大武業務部長 全くそういった例がないということはないと思っています。ですので、しっかりと勧奨に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○西理事長 よろしいですか。理事長の西ですが、よろしゅうございますか。発言させていただきます。

確かに金井先生御懸念のとおり、裁定請求をされる方というのは、お年を召されているということもあって、我々としては、これは非常に大切なことだと、大事な問題だと捉えておりまして、60歳になる前にも一定の期間で郵送の連絡をしたり、あるいは、特に農業委員会等を中心に裁定請求の説明会を開催して、できる限り事前に理解していただくということを心掛けてやっている状態ではありますが、残念ながら毎年このぐらいの方の数が出てしまっているということです。

全体の中で見れば、目をむくほどの数字ではもちろんないですが、ここはこれからも、業務部長のお話にもありましたように、特に65歳以降の繰下げ裁定の問題が今後出てきますので、この点については、できるだけ裁定に関

する知識を、理解を進めるように、できるだけ厚く指導もしていきたいというふうに考えております。

よろしゅうございますでしょうか。

○金井委員 よく分かりました。結構です。

もう一点御質問といいますか、意見を申し上げたい点があるんですが、よろしいでしょうか、続けて。

○春名課長補佐 はい、どうぞ。

○金井委員 21ページに、女性の農業者の加入の拡大が、予定よりも相当大きなパーセンテージの実績を上げられたということで、s評価とされていますが、（参考）資料の方の44ページを拝見すると、そのパーセンテージの計算の仕方が載せられていまして、そこを拝見しますと、被保険者の女性の被保険者という分子の増加が、これは多分マイナスとプラス両方あるんですけども、前年度に比べて203名、実数で増加で、分母となる59歳以下の女性の農業従事者数が1万5,369人減少ということになっていまして、もちろんこのコロナの中で若者の加入者が増えない中、女性の加入者を訪問等で努力して増やされたということは、もちろん評価に値すると思うのですが、分母の減少による影響もかなり大きいような気がしまして、ですので、このs評価の補充の情報として事前説明をしていただいたときに、私は質問をしまして、女性の新規加入者、令和2年度の年齢の内訳と総数をお聞きしました。

そうしますと、令和2年度には20代が84名、30代が385名、40代が288名、50代が169名、合計926名というかなり努力の結晶が実数として示されました。ですので、s評価ということの補充の情報として、新規加入者の実数というものも、年度別でお知らせいただけると有り難いなというふうに思いました。

以上です。

○久保田企画調整室長 企画調整室長でございます。

御指摘の数字からしてそういうことですが、一つはやはりトレンドとして、日本の農業者というのは減少しており、基本的には分母というのは減少しているわけです。そういった中で分子がそれに対してどういう動きをしているかということですので、分母が減っているから上がったというのは、ある意

味それは所与のものとしてですね、そういう前提の中で、どれだけ加入率を増やしていくかという目標だというふうに認識しております。

先生のおっしゃるとおり、では、実数はどうなのかということについては、今までの資料には出てこないの、今後検討、農水省とも相談しながら、分かりやすくなるように資料等を工夫していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○金井委員 ありがとうございます。

○春名課長補佐 ほかに何かございますでしょうか。

大野委員、よろしくお願いいたします。

○大野委員 よろしくお願ひします。大野です。

2点ほど伺えればと思います。まず、1点が、15ページぐらいのところになりますけれども、年金資産の安全かつ効率的な運用のところの基本方針に基づく安全かつ効率的な運用という箇所になります。

非常にリスクを抑えたポートフォリオの中身で安全な資産運用を目指すということで、昨今の非常に利回りの低い状況の中で運用利益を確保しなければいけないという、非常に困難な中でいろいろと工夫をされていらっしゃることは、理解いたしました。

受給権者ポートフォリオに関しては、債券での運用を回避し、短期資産に振り替えるということで、マイナスリターンを回避し、利回りの向上に尽力されていらっしゃることも理解しました。

他方、被保険者ポートフォリオについては4資産でのポートフォリオを組まれていて、多くは国内債券への運用されていますが、それ以外に国内株式、外国の債券・株式でも運用されていると思います。

15ページのところに4資産の収益率とベンチマークの収益率の表が掲載されております。

トータルとしてはプラスの収益を確保されたということでありますけれども、もう一つ、ベンチマークとの比較でどのぐらい上回ったのか下回ったのかという評価があり得るのではないかと思います。

国内債券はベンチマークをやや上回っておりますが、残りの三つのアセットクラスに関しましては、ベンチマークを下回っております。この点につい

てはb評価をされていらっしゃると思いますが、b評価の根拠をお聞かせいただければと思います。

この点につきまして、もう一つ、質問をさせていただきたいんですが、「年金給付等準備金運用の基本方針」には、「複合ベンチマークに相当する収益率を確保する」という目標が定められていますけれども、こちらの実績評価の方では、複合ベンチマークに対する実績についての記述がありません。この点はどのように考えたらよろしいのか、お聞かせいただければ幸いです。

2点目ですけれども、ちょっとまた別の点になりますが、資料の中では36ページのところになります。36ページのところに基金全体の超過勤務時間の表が掲載されているかと思います。ワーク・ライフ・バランスの改善ということで、いろいろ工夫を凝らしていらっしゃるかと御説明いただきましたが、実際には令和元年度と比べまして、超過勤務時間が増えるという結果になっております。

この点に関して、制度改正、押印等廃止等の改正など、イレギュラーな事項に対応するために作業量が増えたとの御説明をいただきましたが、もう一つ懸念すべきところは、職員の減少かだと思います。参考資料の88ページのところに職員数の推移というのがございますけれども、毎年毎年職員の数を減らすという対応も取られていらっしゃいます。

一般管理費の3%削減という目標が掲げられていて、人件費については政府の方針に従うということが実績報告書の中にも書かれてあります。これに関連して超過勤務時間がなかなか減らせないという状況があるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

以上2点です。

○春名課長補佐 それでは、基金側の方から、まず資金関係、それからお願いいたします。

○山本理事 資金運用の資料15ページの方の被保険者ポートフォリオの収益率とベンチマークの収益率の関係でございますけれども、これにつきましては、御指摘がありますように、国内株式、外国債券、外国株式は若干マイナスになっています。それを当方の方で分析しましたところ、このファンドとベンチマークとの差というのは、例えば残存期間の構成が若干異なるとか、

ベンチマークが税引き前であるがファンドが税引き後であるとか、そういうある意味で技術的なものであると評価いたしまして、b評価とさせていただいているところでございます。

○原田資金部長 資金部長の原田でございます。私の方からお答えします。

複合ベンチマークにつきましては、この本紙にも書いているところでございますけれども、資金の運用に関しましては、資金運用委員会という外部委員がでございます。大体年二、三回開催されまして、そのうち毎年度の実績を翌年度の6月に資金運用委員会に諮っております。

その中では、もちろん各資産ごとの実績、それから、複合ベンチマークとの比較というのを行ってございまして、議事概要も公表しておりますけれども、特に問題ないという評価をいただいているのですが、この独法評価の評価上は、評価の目標が個別資産のところについて評価するような形になってございますので、複合ベンチマークに関しましては書いてございません。

ただ、先ほど申し上げましたように、数字はちゃんと確認はしておりますし、こう書いた方がいいということであれば、また別途用意して記載するようにしていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○大野委員 分かりました。そうしましたら、複合ベンチマークの記載が必要だという判断がなされるような状況になりましたら、むしろ中期目標の方を改正する必要があるという理解でよろしいでしょうか。今の目標の定め方の下では、特に記載は要らないと思っておりますので、複合ベンチマークに関しての記述の必要性に関しましては、中期目標の設定時にまた議論させていただくのがよろしいのかなと思っております。ありがとうございます。

○山本理事 続きまして、超過勤務と職員数の関係についてお答えいたします。

まず、職員数の方でございまして、参考資料の88ページにあります。これは年度末の数字でございまして、人事異動の関係などもありまして、例えば基金に国から出向している人が、3月31日で一旦退職して国へ戻ると、数値が減少しているように見えますが、職員数としましては74人で最近推移しております。

そういう中で、先ほど説明のありました制度改正ですとか、あるいは押印の見直しという短期間で集中的に処理しないといけない仕事があった関係で、超過勤務が増えたわけでございますけれども、我々としても超過勤務の縮減というのは重要課題と考えていますので、より仕事を効率的にやっていく、あるいは業務がどうしても多くなる場合には、非常勤職員を雇って対応する、外部への業務委託をする、そういう工夫をしながら業務を進めているところでございまして、できるだけ職員の負担にならないような仕事の進め方をしていきたいと考えております。

○大野委員 分かりました。ありがとうございます。

○春名課長補佐 それでは、ほかに何かございますでしょうか。

百瀬委員、お願いいたします。

○百瀬委員 以前からこの会議において、政策支援というのが農業者年金基金の大きな特徴だということを申し上げてきました。政策支援の新規の加入者が令和2年度は何人だったのかというのを教えていただきたいのと、前年度と比べてどのぐらい減ったのかを教えていただけるでしょうか。

○伊藤理事 政策支援の人数は合計で663人が令和2年度の数字です。663人です。前年度が677人で、少し減少の傾向にはありますが、全体的に認定農業者がちょっと減っていますので、それについては少し頑張っている、維持はできているかなというふうに思います。

ただ、もう一つ、新規就農者で認定されている方々、これは少し増えているということで、そういう点で少し下支えができているのかなという感じはしています。

○百瀬委員 ありがとうございます。

それと、もう一点だけよろしいでしょうか。新型コロナの影響で、例えば掛金を払うことが難しくなったというケースがあったり、掛金を変更したいという申出があったり、あるいは国民年金の保険料免除になって、農業者年金基金の対象外になってしまったなど、あるいは、もうやめたいという形で任意で脱退するというケースというのは増えているのでしょうか。それとも、特に大きな影響はなかったのでしょうか。

○伊藤理事 それほど大きな影響があるということは聞いていません。それ

で、確かに災害などであると払えないという時期的な問題がありましたので、それは最近豪雨などありますので、その都度いろいろな通知を出しながら対応しています。

また、保険料については自ら変更等もできますので、そうした対応は動きがどこまであるかというような数を細かくは把握していませんので、そういう場合があるのかもしれませんが、ちょっと具体的な数字が今手元にありませんので、はっきり分かりませんが、そんな大きな動きとしているというような感じでは今のところないのではないかというふうに思っております。

○百瀬委員 分かりました。

○西理事長 理事長の西ですが、ちょっとよろしいですか。

百瀬委員の御質問点について、なかなか統計値みたいなのは取っていないので、理事の伊藤の説明したとおりになるのですが、今のところ研修会等の場所において物凄く大きなことがあれば、特に、先生が最後におっしゃった脱退や、そういったことで、どうしようかという話が普通は出るのですが、特に私が接している限りではそうした話は出ておりません。ただ、当然こうしたコロナの状況なので、国民年金自体、払えない方は出ておられるので、それに伴って個別対応としてそういうことが出ていることは否定できないのですが、大きな現象として我々が対応しないといけないということではないと。それほどのことは起きていないというふうに理解しております。

○百瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

○春名課長補佐 それでは、ほかの方で何かございますか。

それでは、金井委員、お願いいたします。

○金井委員 基金の資金運用に当たっては、加入者の意向を尊重して行うことが重要ということで、今回、加入者の方たちにアンケートを取られましたね。それで1万人の方にアンケートをして1,871名の回答があって、おおむね今の現行のアセットミックスの妥当性を確認できたという記述を拝見しました。

この加入者に対するアンケートというものは、どういう位置付けなのかを教えてくださいたいのですが、まず、どのような頻度で行われるのか、そして、そのアンケートの反映の仕方というものにルールを設けられているのか、

この点についてお聞かせください。

それから、もう一点あります。情報セキュリティ関連のインシデントは令和2年度には特になかったようですが、記載されていませんので、コロナ対応でテレワークも実施されたと思われますので、先ほど、持ち帰られるものだけを持ち帰って作業をされたといったことをおっしゃっていましたが、このテレワーク対応や資料の持ち出しについて、そのほか情報セキュリティについても、特に注意をされたことはあったのかどうか、その内容をお聞かせください。

以上2点です。

○山本理事 アンケートに関して私からお答えします。アンケートにつきまして、今回、令和2年11月に実施されましたが、その前に実施したのは平成28年11月でございます。特段、何年ごとという決まったものはございませんが、今回は、新型コロナウイルスの影響などで運用環境が不透明感を増している、また金利も低い状況で推移している、そういう金融情勢や経済情勢の変化を見て、今後資金運用をどうするのかという検証のために実施したところでございます。

今後も資金運用のアンケートに関しましては、そういった経済情勢等も見ながら、的確なタイミングでやっていきたいと考えております。

○原田資金部長 資金部長でございます。若干補足しますと、前回は平成28年11月に実施をしております。これは平成30年度から始まる中期目標期間、この間の政策アセットミックスの検討をするに当たって、平成29年度の資金運用委員会で検討したわけですが、その前資料というか、そういう位置付けでアンケートを実施しています。

では、その前はいつ行ったかということ、実は更に10年前にアンケートを行っていますので、10年前の更に前はいつかということ、二、三年前に行っている。そんな感じで、定期的に行っているわけではございません。

今回はコロナでマイナス運用になったということもございしますし、微調整をやろうとして、新型コロナで結局1回留保になったというところもあったので、加入者の意向を知りたいということがあったので、不定期ではございますがアンケートを実施して、それを制度として反映させる仕組みはないの

ですが、基金の中で検討するに当たっては、参考にさせていただくということでございます。

補足としては以上です。

○西理事長 理事長の西ですが、在宅の方ですが、これは私ども、個人情報、個人のデータというものは、現状受給されている方、被保険者、全部合わせると100万近く、過去の方も含め持っているわけですが、そのデータを全て基金のサーバーに保管して、外からアクセスできないという体制を取っております。

その状態は今回のコロナで在宅をやらざるを得なくなったときにおいても同じで、在宅勤務者が基金内のサーバーを通じてアクセスするということもそもそもできない状態ということが続けておりますので、逆に言うと、在宅をする場合に、そうしたデータを直接処理できない、あるいは見ることができないという状態でしか在宅が実施できなかったということでございます。

一部、どうしても給付の継続上必要な場合は、紙ベースで必要な手続を取った上で持ち帰るということを行なったということです。インターネット上、あるいはメール等でウイルスに感染したり、あるいはデータをハッキングされたりというようなことが発生するということは、今回はなかったということでございます。

ただ、そうすると、在宅をどんどん進めようと思うと、どうしても業務が遅滞するという、なかなかトレードオフの関係になるということでございます。将来的にもう少し基金内のデータにアクセスできるとか、そういったことまでどこまで認められるかということ、今、足元でいろいろ議論しながら、在宅の範囲を広げられないかということを検討しているという状態でございます。

ただ、過去のウイルス、あるいは標的型メールの状態を考えますと、相当注意をしないと、基金の個人データを外から当たって直接処理をするということを認めるのは、なかなか難しいのではないかという印象を持っております。

以上です。

○金井委員 ありがとうございました。

○春名課長補佐 それでは、ほかの委員の方から何かございますか。

それでは、取りあえず何もないようでございますので、今から15分ぐらい休憩を取りたいと思います。それでは、パソコンの時刻は今15時31分ですが、15分弱になりますが、45分まで休憩を取らせていただいて、45分に再開させていただければと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

午後 3 時 3 2 分 休憩

午後 3 時 4 5 分 再開

○春名課長補佐 それでは、皆さん、おそろいのようにございますので、議事を再開させていただきます。

それでは、議事に従いまして、続きまして、主務大臣の評価についてでございます。主務大臣の評価の案について、私の方から御説明させていただきます。

資料でございますけれども、ファイルの番号02の「主務省評価」令和2年度業務実績評価書（案）でございます。お開きいただきますようお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、今後、ページ数につきましては、印字ベースのページ数で御説明させていただきます。

まず、1 ページ目でございますけれども、1 ページ目の1 番、評価対象に関する事項でございます。評価対象事業年度については令和2年度、中期目標期間は平成30年から令和4年度まで、来年度が最終になります。

評価実施者に関する事項でございますけれども、取り急ぎ農水省については記載させていただいておりますけれども、厚労省に関しましては空欄にさせていただいております。人事異動の関係もある可能性もございますので、最終版では記載させていただきます。

3 番目、7 月29日、独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び有識者会議、本日の件を記載してございます。

続きまして、2 ページ目でございますけれども、年度評価、総合評定の関係でございます。まず、1 番目、評定でございますけれども、B、「中期目標における所期の目標を達成していると認められる」。

続きまして、評価に至った理由でございます。項目別評価は、重要な業務が全てb評価、また、全体の評価を引き下げる事象、具体的には事故、若しくは外部からの検査、監査からの指摘もなかったというところでございます。このため、評価基準に基づきまして、大項目全てがB評価でございまして、今年度から適用される評価基準のウェイトを用いて加重平均した結果、B評価としたというところでございます。

ウェイト方式の点数付けの結果は、全体で2点で、基準に基づきましてB評価になります。

続きまして、2番目、法人全体に対する評価でございます。「項目別評価においては、若い農業者の加入の増加に向け、加入推進活動に取り組むことが求められるが、特に業務運営上の重大な課題は認められず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する」。

続きまして、特に考慮すべき事項で、特に全体の評価に影響を与える事象はなかったというふうに考えてございます。

続きまして、3番目、若い農業者の加入の拡大に対して、「令和3年度において新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しながら、より一層業務受託機関と活動方針の共有等を図り、活動内容に工夫を加えつつ、戦略的かつ効率的に取り組まれない」としてはどうかと考えございます。

以降、該当なしです。

4番目、その他の事項でございますけれども、先ほど基金とのヒアリングに際し、監事に御確認したところ、意見等はないということでございましたので、その旨を記載させていただきたいと考えているところでございます。

次のページ、3ページ目でございます。ここで項目別評価総括表を記載してございます。御覧のとおり、「○」と「重」がその下の米印に注書きで書いてありますとおり、「○」については重要度が「高」、「重」が重点化の対象とした項目でございまして、全てb評価になってございます。

それで、最初に申し上げますが、基金の自己評価と主務大臣の評価について異なるところはございません。

次、4ページ目でございますけれども、定量的な目標を定めているところはアウトプットで、数値目標に対する実績を掲げております。インプット情報に

については、それぞれ予算の関係、あと従事人員数を記載させていただいております。

それでは、各項目ごとの主務大臣の評価結果を御説明させていただきたいと思います。資料の5ページ以降になります。

まず、大項目、第3、中期計画上は第1になります。これについて、大項目の評価結果でございますけれども、三つの中項目の全てがB評定で、ウェイト方式の加重平均をしたところ、全体で2点、基準に従いましてB評定となります。

次、中項目でございますけれども、八つの小項目のうち1項目がa評定、7項目がb評定、ウェイト方式で合計点が2.1点、基準に基づきましてB評定になります。

次に、小項目の(1)でございますけれども、期間内処理割合が目標97%に対して達していないのが実情でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応、在宅勤務を配慮いたしまして、本来であればc評定のところ、b評定でどうかと考えている次第でございます。

続きまして、6ページの下段の方でございます。これについては、自己評価のb評定が妥当であると認められると考えてございます。

続きまして、7ページのウでございますけれども、これにつきましても、自己評価のb評定が妥当であると認められると考えてございます。

続きまして、8ページでございます。8ページのエでございますけれども、これにつきましても自己評価のb評定が妥当であると認められると考えてございます。

続きまして、9ページの(2)のアでございます。年金給付の手続の迅速化でございますけれども、自己評価a評定について、処理割合は目標の98%を上回り100%に近いということで、自己評価のa評定は妥当と認められると考えてございます。

続きまして、10ページのイの受給漏れの防止でございます。これについても計画どおりの対応がされているということで、自己評価のb評定が妥当であると考えているところでございます。

続きまして、11ページのウ受給資格のある受給権者への適切な年金給付でご

ございます。これにつきましても、受給権者における現況届の提出におけるコロナウイルス感染症拡大防止の観点から、未提出をもって差し止めないという措置をしましたがけれども、年金の過誤払い防止のための措置が適切に講じられていると考えられますので、自己評価のb評価が妥当と認められるということにしております。

次に、12ページの(3)情報システム管理業務の関係でございます。これについても自己評価のb評価が妥当であると認められるということにしております。

続きまして、15ページの年金資産の安全かつ効率的な運用の中項目の全体評価でございます。五つの小項目のうち、一つの項目がa評価、他の4項目がb評価でございます。これについてウェイト方式で算定した結果、点数は2.3点になりまして、基準に基づきましてB評価となります。

次に、同じページの(1)基本方針に基づく安全かつ効率的な運用でございますけれども、自己評価のb評価が妥当であると認められると考えてございます。

続きまして、16ページの(2)資金運用委員会のモニタリングの関係でございます。これについても計画どおり資金運用委員会で運用結果の評価分析されているというところもございまして、自己評価のb評価が妥当であると考えてございます。

次に、同じページの(3)アセットミックスの検証・見直しでございますけれども、これについて、資産運用環境を踏まえて資金運用委員会で適切に検証されていることに加えて、農業者年金については単一のポートフォリオということで、加入者のアンケートによって意向を把握されて、アセットミックスの妥当性が検討・確認されているため、自己評価のa評価が妥当と認められると考えてございます。

次に、同じページの(4)運用の透明性の確保の関係でございます。これについても計画どおり、ホームページで公表されているというところを踏まえまして、自己評価のb評価が妥当であると考えている次第でございます。

次に、18ページのスチュワードシップ活動の実施でございます。これについても計画どおり実施されているということで、自己評価のb評価が妥当である

と考えている次第でございます。

続きまして、19ページでございますけれども、これについては数値目標を設定しているということで、アウトプット（アウトカム）の状況と、予算の関係、それから従事人員数、それを記載してございます。

次のページ、20ページでございますけれども、3の農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実の中項目の関係でございます。これについて、五つの小項目のうち1項目がs評価、一つの項目がa評価、残りの三つの項目がb評価ということで、ウェイトを用いて点数を足し上げますと全体で2.4点、非常に惜しいんですけれども、基準に基づきましてB評価になります。

次、同じページの（1）若い農業者の加入の拡大の関係でございます。令和2年度の計画の23%の目標に対して0.5ポイント下回っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令されていない月の状況を勘案いたしますと、過去の平均に比して111%となります。このことを配慮いたしまして、目標は達成していない状況ですけれども、b評価でどうかと考えている次第でございます。

続きまして、21ページの（2）でございます。女性農業者の加入の拡大でございますけれども、これにつきましては、女性農業者にターゲットを絞った加入推進を行うことで、目標、対前年1.6%増を大きく上回り、3.1ポイント増の15.8%。15.8%については、令和3年度の目標を1年早いペースで達成しているということで、自己評価どおりs評価が妥当ではないかと考えてございます。

次に、22ページの（3）の加入推進活動の実施でございます。これについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、加入推進活動に制限がされる中で、ウェブ会議とか収録ビデオの送付など、基金としてでき得る限りの手段を検討、実践されているということと、それから、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されていない月の状況を見ますと、若い農業者、女性農業者の加入者の獲得も、過去に比して全体で115%を達成しているということを総合的に勘案させていただきまして、a評価が妥当ではないかと考えている次第でございます。

次に、23ページの下の方の段でございますけれども、（4）の加入推進活動の効果検証でございます。これについてもアンケート調査などを通じまして適

切に実施されているということを踏まえ、自己評価のb評価が妥当ではないかと考えている次第でございます。

次のページ、24ページ目でございます。ホームページによる情報の提供でございます。これについても計画どおり情報提供がされているため、自己評価のb評価が妥当ではないかと考えている次第でございます。

続きまして、26ページ目の業務改善の推進の関係でございます。26ページの第2でございます。業務運営の効率化の大項目の評価でございます。五つの中項目全てがB評価になってございまして、ウェイトを用いた点数の合計が2点になります。基準に基づきましてB評価になります。

同じページ、1の業務改善の推進についてでございます。これについてもマイナンバーの利用関係及び共通申請システム、それぞれ検討されてございます。そのことを踏まえまして、自己評価のB評価が妥当かと考えている次第でございます。

続きまして、28ページ目、電子化の推進でございます。2の電子化の推進の中項目全体の評価になりますけれども、二つの小項目全てがb評価になります。ウェイトを用いて合計点を出したところ2点、基準に従いましてB評価になります。

次のページになりますけれども、29ページの（1）の記録管理システムの利用でございます。これにつきましても、昨年度を超える利用率の向上が認められます。このことを踏まえまして、自己評価のb評価が妥当かと考えているところでございます。

それから、次に29ページ、同じページの（2）でございます。マイナンバーによる情報連携でございまして、計画どおり税情報の照会、国民年金との突合、それから、昨年発生しました情報連携のエラー、それに対する対応が行われているということで、自己評価のb評価が妥当かと考えているところでございます。

次のページ、31ページ目でございます。運営経費の抑制でございます。これにつきましては、3の運営経費の抑制について中項目の全体評価になりますけれども、二つの小項目の全てがb評価、ウェイトに基づき合計点を出しますと、全体で2点、基準に基づきましてB評価になります。

同じページ、（１）一般管理費・事業費の削減でございますけれども、これについても計画どおり削減が図られているということで、自己評価のb評価が妥当であると認められると考えてございます。

次に、（２）職員の給与水準の適正化でございます。これについてもラスパイレース指数関係が、ほぼ100%程度になってございますので、b評価が妥当と考えている次第でございます。

次に、34ページになります。調達合理化の関係でございます。これについても随意契約、一者応札等の関係は目標の範囲内となっているということでございますので、自己評価Bが妥当であると認められると考えてございます。

次のページ、35ページの組織体制の整備でございます。その中項目の全体評価でございますけれども、二つの小項目の全てがb評価で、ウェイトを用いて加重平均した結果、合計点2点になりまして、基準に基づいてB評価になります。

次に、（１）の組織体制の整備でございます。これについても適切な人員配置に配慮されているということで、自己評価のb評価が妥当ではないかと考えてございます。

続きまして、36ページでございます。36ページの（２）働き方改革の推進でございます。委員からのご指摘のとおり、超過勤務の増加はありますけれども、制度改正等に伴うものであり、計画的な業務運営等に配慮されているということ considering しまして、自己評価のb評価が妥当ではないかと考えている次第でございます。

続きまして、37ページ目でございますけれども、財務内容の改善でございます。第3の大項目の評価になりますけれども、これは一つの中項目はB評価でございましたので、2点で、基準に基づいてB評価ということになります。

続きまして、同じページ、1の業務内容の改善でございます。これの中項目の評価になりますけれども、五つの小項目のうち1項目がa評価、4項目がb評価になります。ウェイトを用いて合計点を出すと2.2点、基準に基づきましてB評価ということになります。

続きまして、同じページの（１）の小項目の評価ですけれども、業務の効率化を反映した予算の策定でございます。これについても業務効率を配慮した予

算の策定がされているということで、自己評価の b 評価が妥当ではないかと考えている次第でございます。

続きまして、(2) の決算情報・セグメント情報の開示でございます。これについても基金のホームページで速やかに公表されているところでございますので、自己評価の b 評価が妥当ではないかと考えております。

次に、(3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施でございます。会計基準の改訂等を踏まえて、それぞれ収益化単位の業務ごとに予算配分がされているところでございますので、自己評価の b 評価が妥当ではないかと考えてございます。

同じページの(4) 貸付金債権の適切な管理でございます。これについても評価の債権分類の見直しを通じまして適切にされているため、自己評価の b 評価が妥当かと考えている次第でございます。

次のページ、39ページに移りまして、(5) 長期借入金の適切な実施でございます。これについて、コロナウイルスの感染症拡大に対応しながら丁寧な招聘活動を行うとともに、市中金融機関が応札しやすいように借入期間を調整、年度ごとの借入金額の平準化を図り、その結果、借入利率が事実上最も低い 0 % を達成しているということで、自己評価の a 評価が妥当と考えている次第でございます。

次に、40ページでございます。第4の大項目の評価でございますけれども、予算、収支計画及び資金計画でございます。これについて、一つの中項目は B 評価でございましたので、合計点 2 点、基準に従って B 評価ということになります。

次の中項目でございますけれども、二つの小項目全てが b 評価でございますので、合計点 2 点となりまして、基準に基づいて B 評価ということになります。

小項目の評価でございますけれども、まず、一般管理費の削減、それから事業費の削減、それぞれ b 評価になってございます。それぞれ達成してございますので、自己評価の b 評価が妥当と考えてございます。

次に、41ページ目の予算、収支計画、資金計画に基づく資金配分でございます。これについてもそれぞれ予算、収支計画、資金に基づいて資金の配分が計画どおり行われているということで、自己評価の b 評価が妥当と考えてござい

ます。

次に、42ページでございます。第5の短期借入金の関係でございますけれども、これについて短期借入れの実績がなかったということでございますので、評価は行ってございません。

続きまして、43ページの第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項の大項目の評価結果でございますけれども、六つの中項目全てがB評価、ウェイトを用いて点数を積み上げた結果2点、基準に基づきましてB評価ということになります。

続きまして、中項目でございます。1の職員の人事の関係でございます。二つの小項目の全てがb評価、ウェイトに基づいて点数を足し上げた結果、全体で2点、基準に基づきましてB評価となります。

次に、小項目の評価でございますけれども、まず、人事関係の方針でございます。これにつきましては、研修計画に基づいて計画どおり実施されています。自己評価のb評価が妥当と考えているところでございます。

次に、44ページの(2)人事に関する指標でございます。これにつきましては、定員74名に対しまして、年度末、出向者が復帰するという事情がございますけれども、定員内である71名になったということで、自己評価のb評価が妥当と考えている次第でございます。

続きまして、45ページになります。2の積立金の処分に関する事項でございます。これについても計画どおり実施されているため、自己評価のb評価が妥当であると考えているところでございます。

続きまして、47ページでございます。3の内部統制の関係でございます。この中項目の評価でございます。四つの小項目の全てがb評価でございまして、ウェイトを用いて算定した結果、全体で2点、基準に基づきましてB評価になります。

続きまして、小項目の評価でございます。まず、(1)経営管理会議による内部統制の充実・強化でございますけれども、これについても、年間を通じまして経営管理会議を計画どおり開催されておりますので、自己評価のb評価が妥当と考えている次第でございます。

続きまして、次のページ、48ページでございます。(2)コンプライアンス

の推進でございます。計画どおりコンプライアンス委員会を通じまして、それぞれ点検が行われている、若しくは状況をホームページで公表されているということでございますので、自己評価のb評価が妥当と考えているところでございます。

次のページ、49ページでございます。（3）リスク管理の徹底関係でございますけれども、リスク管理委員会が書面開催になったりしてございますけれども、計画どおり開催されているということもございまして、自己評価のb評価が妥当ではないかと考えてございます。

次に、（4）内部監査の関係でございます。これについても監査計画どおり実施されていますので、自己評価のb評価が妥当ではないかと考えております。

次に、50ページになります。まず、4の情報セキュリティの中項目全体の評価でございますけれども、三つの小項目全てがb評価、基準に基づいてウェイトを用いて算出結果の合計点が2点、基準に基づきましてB評価になります。

続きまして、（1）情報セキュリティ対策の推進でございます。これについてもウェブ会議のシステムの導入に伴う手順書の改訂、その他情報セキュリティ委員会の開催についても、それぞれ予定どおり実施されているため、自己評価のb評価が妥当ではないかと考えてございます。

次のページ、1ページの（2）個人情報保護対策の推進でございます。これについても個人情報保護管理委員会を通じての点検など予定どおり実施されているため、自己評価のb評価が妥当ではないかと考えてございます。

続きまして、52ページでございます。（3）研修等の実施でございます。これについてもそれぞれ新任研修、あと、標的型メールの攻撃訓練なんかもそれぞれ計画どおり実施されているため、b評価が妥当ではないかと考えております。

53ページでございます。これについて、5の情報公開の推進の中項目の評価でございます。役員の報酬等や資産の保有状況等の情報公開が計画どおり行われているため、自己評価のB評価が妥当と考えてございます。

54ページでございますけれども、6の業務運営能力の向上の関係の中項目の評価につきましては、二つの小項目全てがb評価、ウェイトで加重平均した合計点が2点、基準に従いましてB評価になります。

小項目の評価でございますけれども、同じページの（１）研修の充実でございます。これについても計画どおり研修が実施されているところでございます。それから、新型コロナウイルス感染症拡大に配慮した都道府県の業務受託機関に対する研修も行われている状況でございます。そのことを踏まえまして、自己評価のｂ評価が妥当ではないかと考えております。

55ページの（２）委託業務の質の向上でございますけれども、まず、考査の関係でございます。考査指導についても、新型コロナウイルス感染症の関係で現地での巡回考査が非常に難しいということで、複数通話できる電話による考査指導も実施され、工夫されているということを踏まえまして、自己評価のｂ評価でどうかと考えているところでございます。

これで今のところ主務大臣の評価として考えていることを一通り、簡単ではございますけれども、説明させていただきました。

これで、主務大臣の評価結果の案に対する説明は全てでございます。ここで、質疑に移らせていただきたいと思いますと思ってございます。御質問のある委員におかれましては、マイクのミュートを外していただいて御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、せっかくの機会でございますので、まだ時間がございます。全体を通して何か御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

金井委員、お願いいたします。

○金井委員 女性の加入者推進の件ですけれども、相当努力をされていて、成果も上げているということですが、まだ中期目標期間もありますので、引き続きコロナ禍、またコロナの後でも努力を続けていただきたいというふうに考えております。

主務省の評価には異論はございませんので、これで結構だと思います。

○春名課長補佐 御意見ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 私も主務大臣の評価の結果について、特に異論はございません。

それで、若手の方の加入を推進するというのが重点項目になっており、私も重要と認識しておりますが、加入推進策について伺えれば幸いです。若い方の加入を進めていくという上で、対面で推進を図ることもあるかと思えますけれども、それ以外に、コロナ禍でオンラインのツールを使った試みも全国的に広がっていると思います。オンライン・ツールも活用しつつ、若手の方の加入を向上させるような試みはないのかどうか、もしよろしければ伺えればと思いますし、今後そうしたことも御検討いただけるようでしたら、是非御検討いただければと思います。

○春名課長補佐　いろいろ基金の方でも工夫されていろいろなメディアを使ったり、また、統一的なサウンドロゴをやってみたり、ラジオのサウンドロゴとか、その辺で工夫されていると思うんですけども、基金の方で何かその辺の取組状況、何か御説明できるようなものはございますか。

○久保田企画調整室長　おっしゃるとおり、我々の方もいろいろネットを使ってとかというのは想像するんですが、現場の話などを聞いていると、今の農家の実態としては、若い人たちが新規加入するきっかけとしては、どちらかというと家族の親から説得されたとか、地域の指導者から紹介されたとか、農村となるとちょっと様相が違うみたいですので、我々の今の動きとしてはそういった、例えば農協の青年部のリーダーや、あるいは家族の親の方の加入推進と併せてお子さんなど、そういった者に紹介してもらおうという、まずは地道なことをしっかりとやることが重要だと考えて取り組んでおりますが、当然現場ではユーチューブを使ったり、いろいろな工夫を始めているところもあり、今後とも加入推進に工夫しながら取り組んでいきます。

○大野委員　分かりました。ありがとうございます。

○春名課長補佐　ほかに何かございますでしょうか。

それでは、特に何もありませんので、以上をもちまして、予定していた議事については全て終了ということになります。

本日の議事録につきましては、出来上がり次第、各委員の皆様にご確認していただいた上で、農水省のホームページにおいて公開することとさせていただきます。各委員においては議事録の内容の御確認について、いろいろ御協力いただくことになろうかと思えますけれども、その折にはよろしくお願いい

たします。

それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会を閉会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議、また、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、引き続きいろいろお世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、これで閉会にさせていただきます。ありがとうございました。

午後４時３０分 閉会